

廃棄物の処理及び清掃に関する法律
の一部を改正する法律案の説明資料

平成29年 3 月
環 境 省

廃棄物の適正処理の確保に関する課題への対応

1. 課題

平成28年1月に発覚した食品廃棄物の不正転売事案を始め、引き続き廃棄物の不適正処理事案が発生

＜明らかになった課題＞

- (1)許可取消し後の廃棄物処理業者等が廃棄物をなお保管している場合における対応強化等が必要
- (2)マニフェスト記載内容の信頼性担保や、電子マニフェストの活用による不適正事案の早期把握や原因究明が必要

食品不適正事案対応の経緯

平成28年1月	事案発覚、県が立入検査・報告徴収等
" 2月29日	愛知県が改善命令
" 4月18日	岐阜県及び三重県が許可取消し 愛知県は取り消さず改善命令状態を維持
" 6月27日	愛知県による許可取消し

2. 法改正事項

(1)許可を取り消された者等に対する措置の強化

許可を取り消された廃棄物処理業者、事業を廃止した廃棄物処理業者等に対して、

- 市町村長、都道府県知事等は、処理基準に従って保管すること等、**必要な措置を命じることができる**こととする。(第19条の10)
- 排出事業者に対する通知を義務付けることとする。**
(第14条の2第4項、第14条の3の2第3項、第14条の5第4項及び第14条の6)

(2)マニフェスト制度の強化

- マニフェストの記載内容についての信頼性の担保を図るため、**マニフェストの虚偽記載等に関する罰則を強化する。**
(第27条の2)

※現行：6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金

→改正後：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

- 特定の産業廃棄物※1を多量に排出する事業者※2に、紙マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付に代えて、電子マニフェストの使用を義務付けることとする。**

(第12条の5第1項)

※1：特別管理産業廃棄物（廃石綿、廃油、廃酸・廃アルカリ、感染性産業廃棄物等）を想定

※2：年間50トン以上特別管理産業廃棄物を排出する事業者を想定

(参考) 電子マニフェストについて

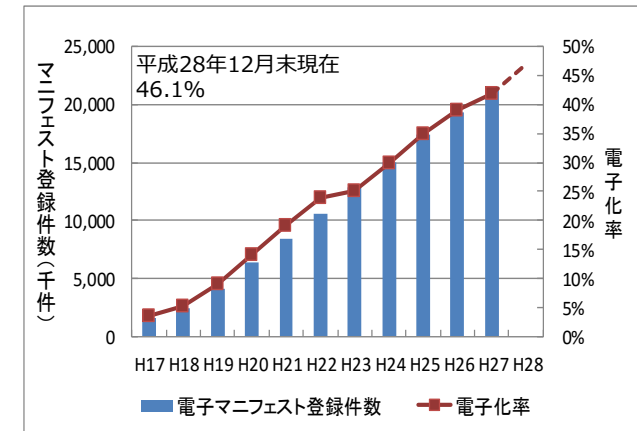
- 産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）制度は、排出事業者が、その産業廃棄物について、排出から最終処分までの流れを把握・管理し、処理責任を果たすための制度
- 電子マニフェスト制度は、紙マニフェストに代わり、その記載内容を情報処理センターを介したネットワーク上でやりとりする仕組み

電子マニフェスト普及の意義

排出事業者責任の徹底・適正処理の推進の観点から、その**普及を強力に推進する必要**あり

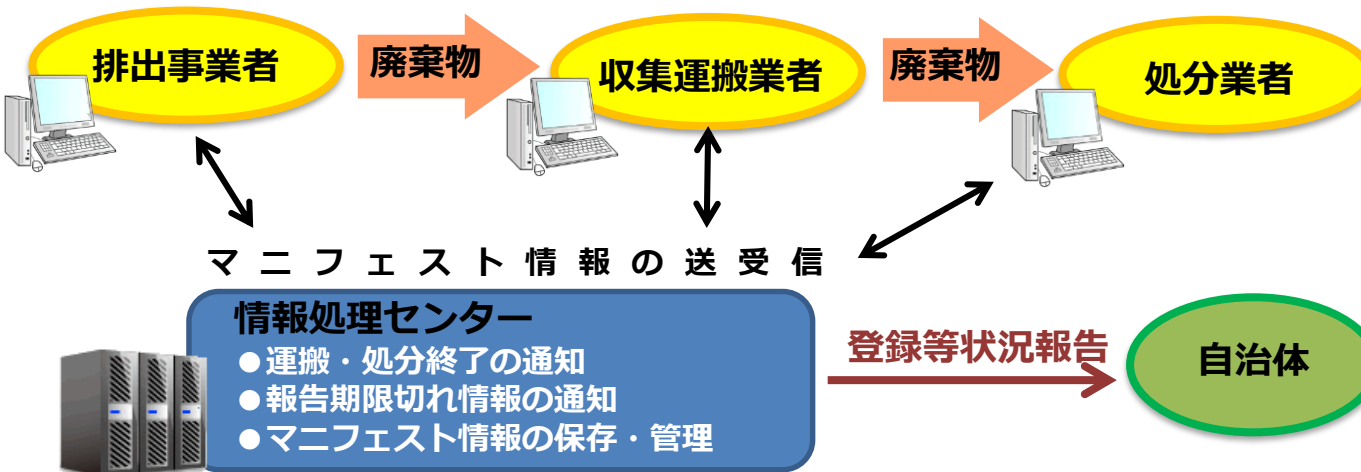
- 排出事業者が処理の状況を即時に把握可能（透明性の向上）
- 都道府県等の監視業務の合理化、不適正処理の原因究明の迅速化
- 排出事業者及び処理業者の事務の効率化（紙マニフェストの保管が不要）

電子マニフェスト普及率



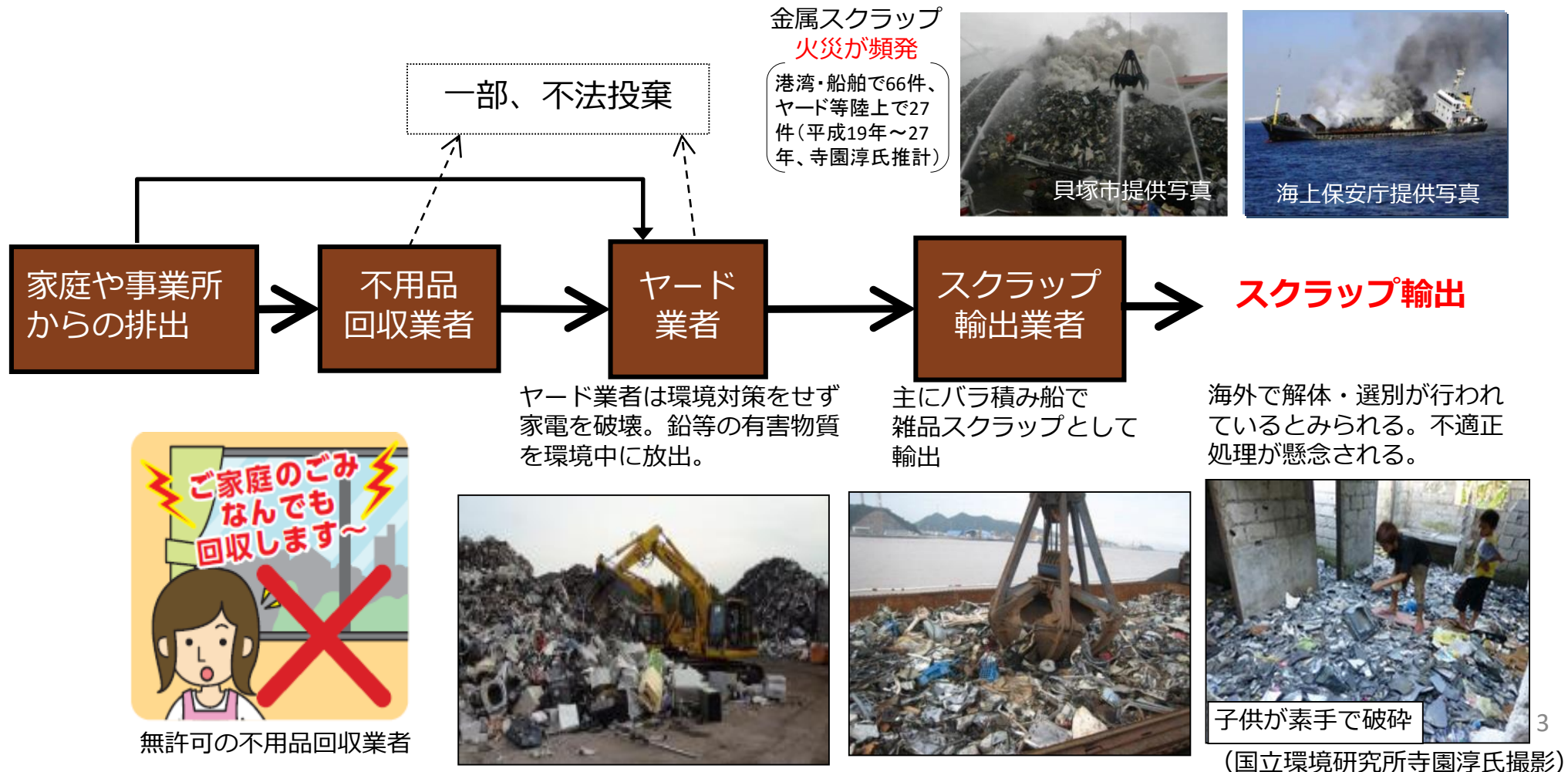
収集運搬業者及び処分業者の電子マニフェスト加入率（平成28年9月末現在）

区分	加入率
産業廃棄物収集運搬業	32.3%
産業廃棄物処分類	57.0%
特別管理産業廃棄物収集運搬業	76.3%
特別管理産業廃棄物処分類	81.1%



有害物を含む使用済電気電子機器に関する現状

- 有害物を含む使用済電気電子機器がその他の金属スクラップと混合されたもの（いわゆる**雑品スクラップ**）が輸出され、**海外でリサイクル**されていると見られる。**国内外の環境汚染や家電リサイクル法等の形骸化の懸念が高まっている。**



「有害使用済機器」の保管等に関する課題への対応

1. 課題

- 雑品スクラップの保管又は処分が、環境保全措置が十分に講じられないまま行われることにより、火災の発生を含め、生活環境上の支障が発生。
- 有価な資源として取引される場合が多いため、廃棄物としての規制を及ぼすことが困難な事例あり。

生活環境への影響発生を抑制

2. 法改正事項

＜規制の内容＞（第17条の2）

- ①「**有害使用済機器**」※の保管又は処分を業として行おうとする者に**都道府県知事への届出を義務付け**
※使用が終了し、収集された電気電子機器（廃棄物を除く。）を想定
- ②政令で定める**保管・処分に関する基準の遵守を義務付け**
- ③都道府県による**報告徴収及び立入検査、改善命令及び措置命令の対象に追加**（これらの違反があったときは罰則の対象）

金属スクラップへの混入が確認された使用済電気電子機器の例（国立環境研究所寺園淳氏撮影）



エアコン（室内機）



エアコン（室外機）



洗濯機



掃除機



扇風機



炊飯器

※ 輸出については、バーゼル法の見直しにおいて輸出承認対象にし、総合的な対策を講じる。

親子会社による一体的処理の特例（自ら処理の拡大）（第12条の7）

親子会社が一体的な経営を行うものである等の要件に適合する旨の都道府県知事の認定を受けた場合には、当該親子会社は、産業廃棄物処理業の許可を受けないで、相互に親子会社間で一体として産業廃棄物の処理を行うことができることとする。

※廃棄物処理法上、排出事業者が自らの産業廃棄物を処理する場合には、産業廃棄物処理業の許可は不要

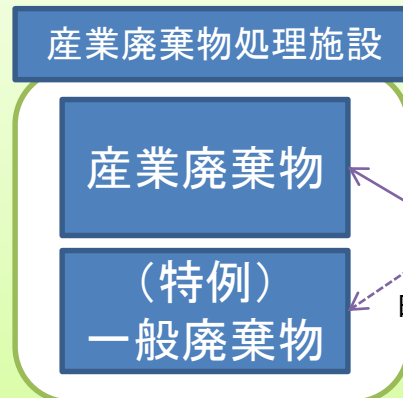


一体として
許可不要

排出事業者
責任の共有

産業廃棄物処理施設に対する停止命令等の明確化（第15条の2の7）

届出を行い、特例として一般廃棄物の処理を行うことができる産業廃棄物処理施設が、施設の維持管理基準等に違反した場合において、産業廃棄物処理施設としての停止命令等だけではなく、一般廃棄物処理施設としても停止命令等を行うことができることを明確化する。



【マニフェストの虚偽記載等の防止と電子マニフェストの機能強化】

○マニフェストの虚偽記載等に関する罰則を強化 (第27条の2)

(現行: 6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金→改正案: 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)

○電子マニフェストにおいて不適正な登録・報告内容の疑いの検知に資するようシステムを改修中 (H28~29年度)

【廃棄物処理業者に係る対策: 透明性と信頼性の強化】

(監視体制の強化)

○都道府県等による食品廃棄物の不正転売に係る立入検査マニュアルを策定 (H28.6.21通知済)

○食品リサイクル法に基づく国の立入検査と廃棄物処理法に基づく都道府県等の立入検査の連携強化 (対策済)

(処理状況の積極的な公開と優良な処理業者の育成)

○廃棄物関係団体に対し、排出事業者による現地確認の積極的受入れとチェックリストの整備を要請 (H28.10に全国産業廃棄物連合会が実地確認チェックリストを策定)

○優良な食品リサイクル業者育成・評価のため、全国食品リサイクル登録再生利用事業者事務連絡会に自主基準の策定や評価制度の構築を要請済み (検討経費の一部を環境省が支援)。

(許可を取り消された廃棄物処理業者等に対する対応の強化)

○許可を取り消された処理業者等に対して、都道府県等が必要な措置を命じることができるようにする。 (第19条の10)

【排出事業者に係る対策: 食品廃棄物の転売防止対策の強化】

○食品リサイクル法における食品関連事業者が取り組むべき措置の指針 (判断基準省令) の改正及び転売防止の取組強化のための食品関連事業者向けガイドラインの策定 (H29.1.26)

○排出事業者の責任の徹底、排出事業者向けのチェックリスト作成等について、都道府県等への通知 (処理状況の確認等) (H28年度中)

○許可を取り消された処理業者等に対して、排出事業者への通知を義務付け。 (第14条の2第4項等)